

(別添)

免除事由の証明者(第2号様式)

免除事由の区分		証明の方法
校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。)、指導教諭、主幹保育教諭又は指導保育教諭(免許法施行規則第61条の4①)(改正省令附則第10条I①)	公立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
	国立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
	私立学校	校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者(免許法施行規則第61条の4②)(改正省令附則第10条I②)		所属長の証明 ※所属長本人の場合は任命権者
免許状更新講習の講師(免許法施行規則第61条の4③)(改正省令附則第10条I③)		開設者の証明
地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者(免許法施行規則第61条の4④)(改正省令附則第10条I④)		所属長の証明 ※所属長本人の場合は任命権者又は雇用者
優秀教員表彰者(免許法施行規則第61条の4⑤)(改正省令附則第10条I⑤)		所属長の証明 ※所属長本人の場合は任命権者又は雇用者
その他文部科学大臣が定める者(免許法施行規則第61条の4⑥)(改正省令附則第10条I⑥)		所属長の証明 ※所属長本人の場合は任命権者又は雇用者

※優秀教員表彰による免除の対象となる表彰は、「文部科学大臣による表彰(教育者表彰、優秀教員表彰等)」及び「岡山県教育委員会表彰規則第2条の個人の表彰」である。